

産業建設委員会記録

令和6年12月12日(木)
10時00分～12時24分
全員協議会室

【委員】川上委員長、田畑副委員長

村木委員、大谷委員、小川委員、佐々木委員、牛尾委員

【執行部】砂川副市長

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、久佐産業経済部参事、佐々木農林振興課長

(都市建設部) 倉本都市建設部長、中谷建設企画課長、渡邊建設整備課長、
皆尾維持管理課長

(金城支所) 市原金城支所長、河内産業建設課長

(旭支所) 西川旭支所長、官澤産業建設課長

(三隅支所) 西谷三隅支所長、石原防災自治課長、斎藤産業建設課長

【事務局】大下書記

議題

1 陳情審査

(1) 陳情第153号 美又温泉会館に財政支援をお願いする陳情について【継続審査】

2 議案第63号 損害賠償の額の決定について(市道上で発生した物損事故)

【全会一致 可決】

3 議案第70号 指定管理者の指定について(浜田市石州和紙会館)

【全会一致 可決】

4 議案第71号 工事請負契約の変更について(山陰本線浜田構内君市踏切移設拡幅
他工事)

【全会一致 可決】

5 議案第72号 工事請負契約の変更について(市道日脚治和線(周布橋)新設橋梁下
部工事)

【全会一致 可決】

6 議案第73号 市道路線の廃止について(浜田226号線外)

【全会一致 可決】

7 議案第74号 市道路線の認定について(浜田226号線外)

【全会一致 可決】

8 所管事務調査

(1) 熊の出没、被害状況について

【農林振興課】

(2) 除雪体制について

【維持管理課】

9 執行部報告事項

(1) 令和6年11月1日からの豪雨による被害状況について

【農林振興課・維持管理課】

(2) 立地適正化計画の策定について

【建設企画課】

- (3) 日帰り入浴施設（外湯）の検討状況について 【金城支所産業建設課】
(4) 浜田市縁の里地域振興施設の休館について 【金城支所産業建設課】
(5) 美又温泉の供給システムの不具合について 【金城支所産業建設課】
(6) 第3セクター（(株)かくれの里ゆかり）の特別清算終結の決定確定について 【旭支所産業建設課】

(7) その他

（配布物）

・ 漁業別水揚げについて

【水産振興課】

10 その他

11 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について（委員間で協議）

12 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて（委員間で協議）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

○川上委員長

出席委員は7名で定足数に達しているため、ただいまから産業建設委員会を開会する。レジュメに沿って進める。

1 陳情審査

(1) 陳情第153号 美又温泉会館に財政支援をお願いする陳情について

○川上委員長

まず執行部から簡単に説明していただく。

○金城支所産業建設課長

陳情の内容について。令和5年2月20日付で一度市に要望されている。時系列で申し上げますと、令和5年4月1日に譲渡しており、譲渡前の要望であることから運営を見ながらまた検討すると返事し、温泉総選挙の支援、日帰り入浴施設の拠点整備をして美又温泉の利用客を増やしていく支援の話もした。

後段に「10年間は公衆浴場を営むとの条文」と出てくるが、譲渡契約書の中に用途指定として10年間は公衆浴場を営むことと明記していることに触れている。

○川上委員長

ここで暫時休憩する。

[10時 02分 休憩]

[10時 38分 再開]

○川上委員長

委員会を再開する。休憩中に若干話は聞いたが、もともと譲渡の際に年間1,300万円くらいの売上げがあるだろうとのことだったが、条件等々あって1千万円に満たない。市として応援できるとのことだったが、そこもうまくできてない。また、これはあくまでも勘定科目残高であり全体の運営がどうなっているかが見えてこない。それが見えない限りはなかなか難しいのではとの話もあった。

ほかに委員から意見はあるか。

(「なし」という声あり)

この陳情からは経営の中身、経営努力されているかどうかが見えてこない。決算書を見ながら運営方針がどうなっているかを見せてもらわなければ、我々も判断できない。私の意見だけでなく委員からも質疑はないか。

○牛尾委員

「公衆浴場」という一文が入っているが、やはり地域住民の連名を陳情書に付けてもらうなど、この地域にこれは絶対必要なのだという民意が読み取れるようなものがないと難しい。赤字にも関わらず役員報酬が堂々と載っている。普通はどのような

小規模経営でも赤字のときに役員報酬など取らない。もう少し審査に値する書類を出していただかないと、これだけで判断するのはなかなか難しい。採択というわけにいかないので継続としたい。

○川上委員長

ほかに意見はあるか。

(「なし」という声あり)

それではこれから採決に移るが、採決前に自由討議を行うべき案件があるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、最初にこの陳情の継続審査を求めることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成が過半数を超えたため、この陳情は継続審査とする。

2 議案第63号 損害賠償の額の決定について（市道上で発生した物損事故）

○川上委員長

執行部から補足説明があるか。

○維持管理課長

事故の概要については、市道を業務車両で通行中、側溝を踏んだ際にグレーチングが跳ね上がり車両後部が破損して物損事故が生じた。なお、乗務されていた方にけがはない。損害賠償額は車両の修理代金85万円である。事故後の対応として事故箇所のグレーチングが跳ね上がらないようグレーチングとグレーチングをつなぐ連結金具を設置した。また、グレーチングを設置する側溝の受け部分に損傷があったため修繕している。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○大谷委員

損害賠償額の評価のため、どの程度破損したのか、どのような修理をしたのかももう少し説明いただきたい。

○維持管理課長

バキュームカー後部が破損している。リア周りの事故処理ということでリアバンパー、左右テールランプの交換、ホースの巻き込み防止加工。後ろが結構破損しており、部品代と工賃が掛かった。

○大谷委員

どのくらいの面積の破損だったのか、容量が分かるとイメージもしやすいのだが。

○維持管理課長

後部のバンパーがめくれるなど、具体的な面積までは申し上げられないが後部のかなりの部分が損傷した。

○佐々木委員

パトロールでなかなか見つけにくいケースなのか。

○維持管理課長

幅も2m30cmしかない狭い市道である。業務で通られた際についてグレーチングを踏んだ。そのグレーチング自体もあまり幅がなく軽かったことで事故につながったと思う。

○佐々木委員

普段からたくさん車が通るような場所ではなく、パトロールではなかなか見つけにくい箇所だったということか。

○維持管理課長

はい、そのとおりである。見た目ではなかなか分からない難しい箇所である。

○佐々木委員

パトロール業務があるので、極力こういった事故が今後減るよう配慮されたい。

○田畑副委員長

市道には大変多くの側溝やグレーチングがある。今回はグレーチングが浮き上がって事故につながったとのことだが、市内全てをパトロールでチェックしてもらうのが良いかどうかは別として、担当課としてチェックとはどうやるのか打ち出してもらわないと、1年間に損害賠償が何度も発生するような事態になる。車の破損賠償となると額が大きいので十分注意してチェックしてもらいたい。

○維持管理課長

言われたことをチェックする形で側溝、板の修繕、側溝整備を計画的に実施していかねばいけない。今後事故防止に努めたい。

○川上委員長

先般私どもが視察したときにも側溝があった。それも含めて一緒に考えていただけたらと思う。ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

3 議案第70号 指定管理者の指定について（浜田市石州和紙会館）

○川上委員長

執行部から補足説明があるか。

(「なし」という声あり)

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○佐々木委員

指定管理料について。多分これまでと今回提案のものは年間約450万円くらい上がっていると思う。上がった理由についてお願いします。

○三隅支所防災自治課長

指定管理料については5年総額で1億1,519万2千円を計上している。単年度当たりで言うと令和7年度は2,282万1千円としており、今年度と比較すると427万円程度の増

となっている。増額の主な要因としては人件費に係る増と、物価高騰に伴う物件費の増となっている。

○佐々木委員

年間の約430万円、大雑把な理由だったがもう少し内容をお願いする。

○三隅支所防災自治課長

令和5年度実績と比べると、人件費で約460万円の増となっている。これはここ数年の賃金ベースアップや期末勤勉手当の導入。浜田市教育文化振興事業団なので給与体系が浜田市を準用した形となっており、市の給与体系に応じた改定が行われる。

物件費は物価高騰に伴うところが主な要因だが、委託費部分の人件費、光熱水費、燃料費あたりで増となっている。

○佐々木委員

良く分からない。もう少し具体的な、委託費の内容がどうなのかといったものがほしかった。おそらくいろいろ話をされて出された結果だと思うのでこれ以上言わない。指定管理料については大きな課題もたくさんあるので、もう少し説明がしっかりできるような提示を今後はしてもらいたい。

○大谷委員

説明された人件費については何人分なのか。何%増にスライドしてこのようになったなど、430万円の金額が出てくる元となった数字を言ってもらわないと分からないと思う。物品費についても、主だったこういう高額のものがあるなど例を出していただかないと納得はできない。そのあたりをお願いしたい。

○三隅支所防災自治課長

まず人件費は役員報酬という形で館長1名、嘱託職員3名、パート職員として3名となっている。実績ベースで言うと令和5年度の実績が、職員の人件費で言うと836万円くらい。市の会計年度任用職員に準じてやっているので、期末勤勉が前回のときより増えており、期末勤勉が総額だが前回の実績ベースで、賃金で約338万5千円増えている。率は求めている。物件費で言うと、委託で32万円程度増えている。主な内容としては警備委託、消防設備点検、清掃業務、電気保安業務あたりで、やはりそれぞれの人件費が増えてきているための増額となっている。

○佐々木委員

もう少し追求したい。人件費で385万円とか言われた。年間これだけ上がったということは人が増えたのか。

○三隅支所防災自治課長

人数は変わってない。最近の賃金ベースアップもあるが、大きな要因は期末勤勉手当が増えてきていることである。

○佐々木委員

人数は増えておらず一人当たりの取り分が増えたとのことだが、何人ここにおられるのか。

○三隅支所防災自治課長

職員は3人、パート職員が3人、館長1人である。

○牛尾委員

同一労働同一賃金ということで、働き方改革の一環で人件費が増える。今回も全体で2億5千万円上がっている。先般財政課に確認したのだが、交付税措置がきちんとされると聞いている。その辺は担当課も確認されているか。

○三隅支所防災自治課長

今後の指定管理期間中の給与改定については、年度協定を導入するなど給与改定による人件費の増減を翌年度以降の指定管理料に反映することも検討している。

○牛尾委員

ただただ人件費がふくらむだけでは議会側は心配する。それはそれで国がきちんと交付税措置をしてくれるからと言ってもらうと安心する。そういうことを聞いているのだが。

○副市長

基本的には市の会計年度任用職員、パート職員に期末勤勉手当を出すことでかなりの人件費増となる。これについては国の給与改定方針、人事院勧告に基づいてやっているので交付税措置を検討すると国からは回答が来ている。具体的にどのくらいかは来ていない。ただ今回は指定管理施設であり市の直接雇用ではないので、ここに交付税が当たることは考えにくいのではないかと思います。

○川上委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

4 議案第71号 工事請負契約の変更について(山陰本線浜田構内君市踏切移設拡幅他工事)

○川上委員長

執行部から補足説明があるか。

○建設整備課長

この事業における君市踏切移転工事のJRへの委託工事費である。当初は6億1,300万円だったが、JRとの協議を重ねる中で減額が見込まれたため、このたび4,500万円を減額し5億6,800万円に変更したい。

また、完成期日が令和7年3月31日としていたが、これを令和7年12月31日まで延期するものである。新踏切の供用開始は令和7年3月中にはできると確認しているが、旧踏切の撤去作業と用地調整に期間を要するため延期したいとのことである。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

5 議案第72号 工事請負契約の変更について(市道日脚治和線(周布橋)新設橋梁下部工事)

○川上委員長

執行部から補足説明があるか。

○建設整備課長

被災した周布橋の橋梁下部工事の増額変更である。今回かなりの増額となっているが、主な内訳について説明させていただく。

まず橋梁の橋台工事の際、矢板が打ち込みにくい箇所がかなりあったため矢板の工法変更をした。これが1個5,400万円の増であり、かなり大きいところである。ほかにも河川内の作業スペース確保のための土工事。当初計画していた作業スペースが受注業者と現場で確認する中で、かなり面積が少ないことを現場で確認し、河川内に土砂を埋めたり作業ヤードを広くしたりする作業を行った。これが約4,300万円の増となっている。あとは、当初の請負契約には入れてない左岸側、周布橋の益田市側に護岸ブロック、本来別工事でやる予定だったのだが橋台工事に当たって護岸を掘削したり埋め戻したりしてやわらかい土状になったまま出水期を迎えるのは危ないのではないかと、県とも協議しながら追加で護岸ブロックを今回の工事に併せて施工することとした。これが約2,700万円の増となっている。主な増額内容については以上である。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩する。

[11時 02分 休憩]

[11時 10分 再開]

○川上委員長

委員会を再開する。再開に当たって副市長から若干説明が残っているそうなので願います。

○副市長

先ほど指定管理者の人件費高騰分についての交付税措置は難しいと話した。人件費としての交付税措置は難しいが、今、市が持っている施設の維持管理費として指定管理料も払うので、維持管理費が高騰したこと、物価高騰としての交付税はいくらか措置されとのことである。したがって人件費でなくても指定管理施設の指定管理料が上がったことが物価高騰に関するものについては全体的に交付税のいくらか措置があるということを財政課に確認したことを補足しておく。

6 議案第73号 市道路線の廃止について（浜田226号線外）

7 議案第74号 市道路線の認定について（浜田226号線外）

○川上委員長

一括で議題としたい。執行部から補足説明があるか。

○維持管理課長

航空写真による平面図を3枚載せているので参照されたい。本件は七つの路線を廃止し八つの路線を認定するものである。

1枚目の浜田226号線は、浜田市土地開発公社の宅地開発により終点が変わるためいったん廃止した後に再認定するものである。また、浜田569号線は同じく宅地開発に伴い新たな市道路線として認定するものである。

2枚目の浜田491号線、浜田494号線、浜田527号線及び浜田555号線は、君市踏切の改良に伴い起点及び終点の位置が変わるため、いったん廃止した後再認定するものである。また、浜田556号線は廃止し、浜田568号線は新たに市道認定するものである。

次に3枚目の小国峠線は谷口橋の改良に伴い起点が変わるため、いったん廃止した後再認定するものである。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○田畑副委員長

小国峠線の幅員が3mから11.4mとなっている。浜田市の市道認定要綱には4m以上が前提条件になっているのでは。

○維持管理課長

道路管理上は委員言われるように本来4m以上なのだが、中には4mを切るようなところもある。そういうところは別事業になろうかと思うが、待避所の整備などで4m以上の幅員を確保したい。

○田畑副委員長

市道を認定するときに、対象であるとか、幅員を4mにしておかないと先々で大きな問題が残りはしないか。ほかについては皆4m以上あると思っている。特に中山間地域小国の市道あたりは用地でもめることもないだろうが、市道の認定要綱に基づいて事業を進めないとまずいのでは。

○維持管理課長

言われるとおりだと思う。ただ、4mを切っている市道も結構あるのが現状である。繰り返しになるが、待避所などを若干広げる形で4m以上を確保したい。

○川上委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

8 所管事務調査

(1) 熊の出没、被害状況について

○川上委員長

農林振興課長。

○農林振興課長

クマの出没被害状況について12月5日時点の出没被害状況について報告する。令和2年度から5年間の件数である。今年度はすでに324件の出没があった。次に被害状況

であるが、人身被害が1件。これは三隅町において犬を散歩中に男性が左足を引っかかれた事件である。家畜については弥栄町において鶏舎の中の鶏が3羽殺傷される被害が発生している。農作物被害は、梨が2件、ブドウが1件、家庭菜園の柿、栗の食害があった。納屋へ糠と漬物を狙った侵入が10件あった。それ以外では車両機械の被害が4件、畑に置いてあった肥料の食害が1件であった。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○佐々木委員

出没が多いのは良く分かるが、併せて被害状況も多岐にわたる。納屋に侵入するなどテレビでも聞かないような事例が10件もあり、被害自体も深刻化してきているように感じるのだが。

○農林振興課長

クマが納屋に10件入った理由だが、侵入された納屋は弥栄で4件、金城で4件と複数入られた納屋がある。クマはえさに対する執着心が強く、防除や電柵がないと入られる。今は電柵で対策されているので11月24日以降の被害はないと聞いている。

○佐々木委員

出没情報とともに被害状況もだんだんと深刻化しているのでは。

○農林振興課長

中山間地域研究センターが報告したケースでは今年度冬季のえさとなるドングリが凶作と伺っているため、食べ物を求めて長距離を移動していることが原因かと思う。危険をおかして納屋へ侵入し、糠のようなニワトリのえさまで食べていることから、かなりえさに困っているものと思う。市街地の目撃も増えているので周知したり、島根県の専門家を呼んで農家にじかに対応したりする形で周知を図っている。

○田畑委員

これだけ出没すると対策として罠を掛けられていることが多いと思う。おりに入ったクマの対処はどのようにされているか。

○農林振興課長

県でゾーニングを管理している。例えば市街地の問題は処分といった形で対応している。ただ、民家近くに出没した1頭のクマが2頭、3頭と寄せ付けてもいけないので、置き場所などは県も神経を使っている。

○川上委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 除雪体制について

○川上委員長

維持管理課長。

○維持管理課長

冬期の円滑な道路交通の確保は、快適な市民生活と都市機能の維持に必要なことから、毎年「除雪計画書」を策定し、国・県等の関係機関と連携を図って除雪を実施している。なお、島根県とは相互乗入の協定を交わしており、互いの所有車両によって県道と市道を一体的に除雪している。

委託状況については表に委託業者数と除雪機械の状況を掲載している。委託業者はで48業者、除雪機械は146台、内訳は市所有が31台、業者所有が99台、県所有が16台である。先ほど相互乗入れの協定の話をしたが、県道と市道の両方を請け負っている業者は、県道と市道で機械を乗り換えるのではなく、そのまま除雪を行えるという協定を交わしている。

契約内容として、各業者と使用機械による単価契約をしており、稼働実績によって精算している。業者所有機械の中で、除雪で使用する機械については、機械維持費用を支払いしている。積雪の影響による作業効率等を考慮し、各業者が精通した地域や路線により振り分け、安全かつ迅速に対応できるように委託している。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○大谷委員

委託業者数が48、機械保有数が合計で146とのことだった。この数で何kmまでの除雪が可能か。

○維持管理課長

除雪計画でいくと、市道が730km、農道が約72km、林道が約45km、合計で約846kmとなっている。浜田の市道・農道・林道の合計が大体1840kmなので半分弱くらい除雪できる態勢を組んでいる。

○大谷委員

降雪量によっても違ってくるかと思う。何回分くらい除雪が可能か。

○維持管理課長

5か年分さかのぼって調べてみたが、一番少ないときで令和元年の稼働日数13日。一番多いときが令和4年の48日となっている。

○大谷委員

過去の状況からすると、この計画で対応ができると認識しているのか。

○維持管理課長

オペレーターの高齢化などは正直あるが、今のところ除雪態勢は整っている。

○大谷委員

こうしたことが市民生活に大きく左右する。ナビを見ると工事箇所が掲載されていたりするが、除雪についての広報手段はあるのか。

○維持管理課長

除雪計画はホームページ等に記載していないのだが、必ず冬季にはホームページにて「除雪時のお願い」と題し「家の前に車を置かないように」や、「凍結防止剤を配置するので必要な場合は連絡を」といった周知はやっている。

○大谷委員

除雪ができていないかできてないかは現場を見るしかないと理解した。今後の正しい認識のために伺うが、浜田地域は市所有機械がゼロなど地域によってばらつきがあるが、どうしてそうなっているのか。

○維持管理課長

言われるとおり浜田地域と三隅地域は市所有機がゼロとなっている。どうしても山間部のほうが雪は多い。除雪態勢は合併前から支所がかなり力を入れてやっておられたことから、こうした数字になっていると認識している。

○川上委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

9 執行部報告事項

(1) 令和6年11月1日からの豪雨による被害状況について

○川上委員長

執行部から説明をお願いします。

○農林振興課長

農林分について説明する。まず農地だが、今回は金城地域で1件、旭地域で1件。これは水田畦畔の崩壊である。農業移設については浜田地域で1件、金城地域で1件。これは用排水路の崩壊である。合計で4件。金城地域については畦畔と用水路が一緒なのだが一応部門が分かれているため別件として数えている。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

○維持管理課長

同じく豪雨による道路や河川などの公共土木施設の被害状況について説明する。浜田地域で4件、そのうち国から補助をいただく補助債が1件となっている。旭地域が7件、同じく補助を受ける規模の大きな災害が2件。三隅地域も1件で補助債が1件となっている。合計で12件、うち補助債が4件となっている。

○川上委員長

これについて質疑はあるか。

○大谷委員

災害の後どうなっているか概略でよいので現状を聞かせてほしい。

○維持管理課長

補助債についてはコンサルに設計業務を委託しており、年明けに国の査定を受ける流れになっている。それ以外の、土砂撤去などについてはおおむね完了している。

○川上委員長

農林のほうも査定の状況を教えてほしい。

○農林振興課長

12月中に国の災害査定を予定しているため、査定が受けられるよう準備をしている最中である。

○川上委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 立地適正化計画の策定について

○川上委員長

執行部から説明をお願いします。

○建設企画課長

立地適正化計画とは、急激な人口減少や高齢化などの社会情勢を背景とし持続可能な都市経営のため、コンパクトなまちづくりを促進するための制度である。浜田市においても来年度から立地適正化計画の策定に着手し、また長期未着手都市計画道路の見直しなども併せて検討を進めるため報告する。

まず立地適正化計画の概要と目的について。この計画は医療、商業施設などや住居がまとまって立地し住民が公共交通によって日常生活に必要な施設にアクセスできるような都市構造を推進し、市民生活の利便性を維持することを目的としている。資料中段にイメージ図を載せているが、青枠で示す一定のエリア内で人口密度を維持することで生活サービス等を持続的に確保するための居住誘導区域や、赤枠で示している都市機能を誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域などを定める。またこの計画は都市計画区域を対象として策定するが、浜田市の都市計画区域については次ページに示しているのでまた確認されたい。

次に計画策定、長期未着手都市計画道路の見直しの流れについて。この計画は令和7年度から3か年で策定する予定である。各年度の調査や作業などは記載のとおり想定しており、令和9年度に計画の公表を予定している。

その他として、国においては今後の社会資本整備に当たっては人口減少の中でも持続可能で安全安心に暮らせる都市構造への転換を連携して進めることが必要としている。令和7年度から立地適正化計画を策定している、または策定に向けて具体的に取り組み、その取組を公表していることを社会資本整備総合交付金の重点配分の条件とするなど、計画策定と、計画と連携した社会資本整備を推進している。浜田市においても下水道事業が重点配分される計画に該当するので、社交金を活用する事業が円滑に進み来年度予算要求に影響しないよう、このたび報告を上げた。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○佐々木委員

コンパクトシティは以前からよく聞くが、具体的に計画を作るのは今回初めてか。

○建設企画課長

今までも都市計画マスタープランにそういった考え方や、方針として検討すると記載していたが、具体的に計画をしていくのはこのたびから本格化する。

○佐々木委員

都市機能誘導区域について説明があったが、居住誘導区域については特に指定がなかった。今後入ってくるのか。

○建設企画課長

都市計画区域の中に、居住を誘導していく区域をこちらが調査によって設定していくものになる。

○佐々木委員

図の青枠の地区界はどういう意味か。

○建設企画課長

国府地区、浜田地区、石見地区など地区の界を分かりやすくした。

○小川委員

地図では浜田と三隅と旭の3か所あるが、弥栄や金城は区域の指定はしないというのが基本的な考え方なのか。

○建設企画課長

こちらは都市計画区域を対象としており、それが浜田と三隅と旭の一部になるので、この計画自体はその区域を対象として策定するものになる。

○小川委員

そこにある程度集約する形で進んでいくのだろう。例えば弥栄や金城はそれぞれ近い区域との連携を強めるといった考え方もするのか。

○建設企画課長

おっしゃるとおり、この計画では直接その区域をどうするということには触れないが、弥栄や金城にも生活拠点や地域拠点があるので、そういったところと浜田市の中心となるところを公共交通で結んでいくという考え方である。

○小川委員

旧自治区のそれぞれの中心は、一つは確保するのか。金城なら金城の中心を果たすようなエリアは設定しながら全体的なプランを考えていくのか。

○建設企画課長

例えば金城なら金城に地域拠点があり、またそれぞれの生活されている拠点があるが、そこと公共交通を結ぶ計画等もある。またそれから市中心部へ結んでいく考えで、この計画でその拠点がどこかまで掲載するかどうかはこれから調査や内容の検討をしたい。

○小川委員

長期未着手都市計画道路の見直しを進めることによって、長期間着手してこなかった道路などの見直しは、この計画を基本にそのような選定も同時進行でされるのか。

○建設企画課長

このたびの計画を策定するに当たっていろいろな調査を実施する。こういったも

のを活用し都市計画道路長期未着手のところも見直しを検討していくが、直接この計画に掲載するものではない。別途進めていき、必要となれば都市計画決定の手続きに従って進めることになるかと思う。

○小川委員

先ほど下水道関係の社交金も少し触れられたが、例えば医療や福祉もコンパクトなまちづくりには関わってくる。そういったこともこの立地適正化計画を基本的な考え方として中心にすえて進められるのか。

○建設企画課長

生活に必要な施設等も配置を考えていく。医療や福祉施設も規模によっては生活に身近なところでの設置も踏まえながら検討していきたい。

○川上委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 日帰り入浴施設（外湯）の検討状況について

○川上委員長

執行部から説明をお願いします。

○金城支所産業建設課長

今回外湯の検討状況について中間的に報告させていただく。現在、日帰り入浴施設（外湯）の詳細設計と全体整備計画について事業を進めている。詳細設計とは日帰り入浴施設の設計書を作る業務だが、後段に書いている全体整備計画は現在運営している保養センターをどう解体するか、その後どういった駐車場にするかといった全体計画の構想を作るという、二つの大きな目的で業務を進めている。記載のとおり広島市の設計事務所がプロポーザル候補により委託先に選定されている。基本計画・基本構想の受託業者、引き続いての業務委託となっている。

続いて策定状況について。まず基本構想・基本計画からの変更点。基本構想と基本計画を昨年度3月に策定して公表して以来、いろいろな方からの意見を伺い、また地域協議会や女性グループ、県立大学生、広島在住者、温泉専門家、まちづくり委員会、市議会議員などから多数の意見をいただき、現在変更を加えたところを三つ載せている。移設する温泉スタンドに公衆トイレを加えることとした。以前から美又温泉街に公衆トイレがないため随分前から地元要望があったものであり、足湯が年中無休であるのに対しトイレがないことに配慮したものである。この維持管理については、温泉スタンドを移設して指定管理を計画しているので、その収入と公衆トイレの維持管理費を相殺して同じく外湯に指定管理したいと考えている。

続いてサウナについて。男性浴室のみ設置と基本計画には提示したが、女性にも必ずあったほうが良いとの意見があった。女性浴室と貸切風呂が3室あり一つは障がい者対応部屋、残り二つは浴室のみだったのだが、やはりバリエーションを加えてサウナを設置したほうが良いという意見が多数あったため、サウナは男性浴室と女性浴

室と、貸切風呂三つのうち一つに設置したいと考えている。サウナには水風呂に美又温泉水を使うことで全国にも珍しい、美肌に特化したサウナを提案していきたい。

これは大きい事業費になるので有利な補助金の導入について現在進めている。国の予算の都合により今は具体的な事業名は申し上げられない。

加えて全体計画の平面図を提示している。左側が現在の配置図であり、下の外湯用地については官公庁の高付加価値化事業で不要な建物を撤去し現在は更地になっている。現在の保養センターについては令和7年度いっぱいまで指定管理期間があり、令和8年4月以降に解体したいと考えている。右側は全体を整備した後の配置図である。まだ業務期間中のためイメージ図と捉えていただきたいのだが、外湯が下にあって保養センターを解体した後は駐車場や民間商業施設の誘致用地が2区画。それと温泉スタンドの移転と公衆トイレ。トイレについては足湯に近いほうが良いのではないかとということで現在の配置としている。

ほかにも「大型バスの駐車スペースが必要では」「EV充電スペースが必要では」といった多数の意見をいただいているため、加味しながら最終的にはより良いものに仕上げていきたい。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○大谷委員

以前もかけ流しのことや温泉水の殺菌方法などについて意見を述べた。そのあたりの検討状況はいかがか。

○金城支所産業建設課長

保健所等と協議してきた。現在のところまだ確定はしていないが、保健所からはオゾン殺菌方法ができると聞いている。ただし、塩素殺菌をした上でならやっても良いと言われたため、今のところは塩素殺菌のみで計画中である。

かけ流しについても、ランニングコストと殺菌方法について保健所の指導を受けている。3月には検討結果をお知らせしたい。

○大谷委員

県は塩素殺菌をと言っているらしいが、他の地域においても全てそのような状況なのかという検討はできているか。

○金城支所産業建設課長

設計事務所にも調べてもらって、他県では導入事例があると強くお知らせして県と交渉しているのだが、島根県としては塩素殺菌に加えてやってくれとの説明だった。どうしてもオゾン殺菌のみでは許可を得られていない。

○大谷委員

私の認識では塩素よりオゾンのほうが殺菌力がある。もう少し交渉されたほうがよろしいのではないか。

もう1点、温泉スタンドに公衆トイレをとのことだが、規模は決まっているのか。

○金城支所産業建設課長

施設本体にも当然トイレがあるので、温泉スタンドまたは足湯利用者、民間商業施設を利用された方も想定して、今のところ男女別で二人ずつくらいの規模感で考えている。

○大谷委員

当然24時間外部の方が利用される状況で、なおかつ温泉総選挙1位という施設の一面にできるのだからある程度のグレード感がないと、おもてなしの観点からして好ましくない。観光地のトイレ環境として一番重要視する方向で検討されることを期待しておく。

○金城支所産業建設課長

おっしゃるとおり、観光地や良いレストランに行くともトイレをすぐ見してしまうタイプなのだが、設計事務所の方も同様の意見を持っておられる。数よりもやはり観光地としてのグレード。女性をターゲットにしているので女性目線を特に配慮して設計を進めていきたい。

○小川委員

陳情が出された温泉会館と類似施設という位置付けになると思うが、すみ分けについて支所はどのように考えているか。

○金城支所産業建設課長

まずは新しい日帰り入浴施設については、各旅館の外湯機能を持つことを大前提にしている。新しいターゲットを獲得して周辺の中核施設を含め誘客し、美肌観光を進めるという大きな目的がある。その中には周遊などの構想も入れているので、新しい施設にも来ていただき次はこちらにも入ってもらうなど周遊の仕掛けを今から入れていきたい。その仕掛けの一つにデジタル活用を考えている。3月に提示する計画には温泉会館のことも入れたい。

○佐々木委員

食事ができるレストランの提示は特にはない。当初はなかなか難しいという話だった。今後可能性はあるのか。

○金城支所産業建設課長

配置図にも民間商業施設のイメージを2区画用意している。今回整備計画を策定する中で、募集要項や賃料を含めた条件も踏まえて、進出しやすい条件提示をしていきたい。

○佐々木委員

今回変更点として上がっている3点のうちの三つ目、有利な補助事業を導入するのは未定なので具体的にはこれから探すのだろうが、どれくらいの率の補助を見込んでいるのか。

○金城支所産業建設課長

内閣府関係の事業を検討していたが現在の政府が地方創生に力を入れる見込みもあって事業の組み立て直しが進んでいる。去年の規模感を例に申し上げると10億円に対して半額補助が継続されればそういったものに手を挙げていきたいが、まだ国から

示されてない。

○佐々木委員

ある程度のラインがそのあたりなのかと思うが今後に期待する。

○川上委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 浜田市縁の里地域振興施設の休館について

○川上委員長

執行部から説明をお願いします。

○金城支所産業建設課長

金城町波佐地域にある縁の里地域振興施設、通称「小波の里」は現在NPO法人えにしの里が指名で指定管理しているのだが、昨年10月下旬に非公式で次の指定管理は難しいとのお知らせがあったため、まちづくり委員会等々と1年以上掛けて話し合いを進めてきた。結論から申し上げますと令和7年度以降から当面の間休館とさせていただきたい。ただし、施設内にある公衆トイレ、186号線沿いに道の駅がないことを踏まえて施設前の駐車場をチェーンの脱着場として県に舗装してもらっている。その代わり市がトイレを担う約束となっているため、公衆トイレは休館後も直営で管理していきたい。

この施設の様子を少しお知らせすると、平成18年に地元自治会から道の駅を作ってほしいとの要望があり、それに応える形で宝くじの補助金を使って整備した施設である。運営の受け皿としてまちづくり委員会からNPO法人を地域で立ち上げ、そこに指名で指定管理をお願いしている。そのNPO法人が難しいとの話だったため、そもそもの要望者であるまちづくり委員会に話を戻し、まちづくり委員会で指定管理を考えていただけないかという話し合いを1年以上掛けてやってきた。しかし、収支も難しく今後の見込みも立ち行かないということでまちづくり委員会からも断られ、このたび休館という方針となった。

少し背景を話すと186号線は当時と比べて現在の通行量は3割ほど減って利用者が減る中、出荷者もかなり減っている。この施設の目的は産直で外貨を稼ぎ地域内で回すことと、農産物を集めて回りながら高齢者の見守りをするものの二つが柱だったのだが、まず出荷者が少なくなると売り物がなくなり、集荷も減って見守りもできなくなり、また交通量も減っている。いろいろ相談した結果、最終的には難しいとの返事があったため休館にさせていただく。

支所としては今後、条例上地域振興の目的を果たす利用者が確保できるか、また、宝くじ助成があったため先方にも確認が必要だがそれ以外の利用者もおられるのかどうかといったことを早急に検討していきたい。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

○牛尾委員

当時はほたる温泉が隣接していて、温泉を何とかしてほしいという陳情があった。あれから20年、このエリアで良く頑張られたと思う。もったいないが地元がもう受けられない、引き継ぐ者もいないとなると、人口減少とはこういうことなのかと認めざるを得ない。しかしそこそこ良い施設がまだあるのでトイレだけではもったいない。担当課には見通しがあるか。

○金城支所産業建設課長

この施設は非常によく管理されていて公衆トイレもすごくきれいである。いろいろアイデアを出しながら運用していただいた施設なので休館は非常に残念である。先ほど申し上げたように地域振興施設として利用できるのか、加えて、それ以外に利用したい方がおられるか、この2方向で検討を進めていきたい。すぐにはなかなか難しい。すぐとなりの温泉施設は利用団体が違うのだが、若い方が入ってカフェを始められた。そういった新しい動きがあるので、そういった方にも意見を伺いながら、隣にどういう施設が来れば相乗効果があるのかなども踏まえて検討を進めていきたい。

○牛尾委員

最近ではB & Gがブームで、すぐ前が川なのでいろいろなアイデアで仕掛けるならあのロケーションは結構良い。なかなかあのようなロケーションはないので、ぜひ努力をお願いします。

○川上委員長

私から一言だけ。ほたる湯館、温泉のところを今使われているが、その方々が先ほど言われたテントサウナ、同時に川へ下りていく道の活用も検討したいと言われていたので、しっかり見ていけば良いと私は思っている。

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(5) 美又温泉の供給システムの不具合について

○川上委員長

執行部から説明をお願いします。

○金城支所産業建設課長

美又温泉の泉源は市が保有し管理して供給している。令和6年10月19日から1か月ほど原因のつかめない不具合がずっと続いたが現在は解消されている。その経過と今後の対応見込みについて報告したい。

最初の発生日時は令和6年10月19日で、各旅館への供給圧力が下がり温泉が届かなくなる事象が発生した。温泉管理をしている浜田市としては一番いけないことだと思い、すぐに原因究明等の対応を進めた。保養センターの浴槽に湯が全然溜まらなくなり1日ほど臨時休業とさせていただいた。温泉スタンドの圧力も下がったので同日1日ほど休みとした。なごみ湯宿かなぎが供給の末端になるので最後まで影響が残ったのだが、泊り客もいたため職員がトラックに湯を積み込み徹夜で供給した。

対応については送水ポンプの電極棒に汚れが付いていたので調整し、ポンプを取り替えた。最大の原因は運搬中にエアーが噛んで自然流加で湯が送れなくなったことだが、それを引き起こしたのが電極棒の不具合だった。

今後、同じことが起こる可能性がある。エアーがどこで噛んでいるかは管が地中にあるため分からない。温泉の専門家に相談したところ、流量計を何か所かに付ければ管の中でお湯が動いているか推測できるので、どの管に不具合が起きているかを特定してはどうかとの意見をいただいた。また、4号井戸という主力ポンプを1回引き上げて実際どれくらいの供給能力があるかを解明して、分かる範囲で対応していけばどうかとの提案も受けている。今後の対応は現予算の流用、または急ぐものは予備費を使ってでもという思いを持っているが、今日のところは10月から1か月間の流れを報告させていただいた。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 第3セクター（(株)かくれの里ゆかり）の特別清算終結の決定確定について

○川上委員長

執行部から説明をお願いします。

○旭支所産業建設課長

令和5年5月19日の産業建設委員会でも報告したが、かくれの里ゆかりが全事業の譲渡を行われて特別清算に入る。会社法に基づいて特別清算手続きにより進められた決定確定となった。

会社概要として、名称はかくれの里ゆかり。沿革は令和5年の委員会以降を掲載しているが令和6年3月19日に臨時株主総会を経て会社解散の決定承認を受けた。同年3月31日に解散、7月17日に特別清算開始、11月20日に特別清算終結の決定確定となっている。

市の出資金200万円を含む全株主出資金については、金融機関の借入金返済に優先的に充てられるため分配はなかった。

○川上委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) その他

(配布物) ・ 漁業別水揚げについて

○川上委員長

漁業別水揚げについては資料配布のみとなっているため、各自確認願う。

その他執行部から何かあるか。

○農林振興課長

元谷団地開発事業の第3期入居者募集について。平成28年度から農地整備をやっていた金城町今福の元谷団地だが、今年度で事業完了となる。このたび新たに造成された北側10区画の団地49,520平米について入植者を募集する。期間は今年27日から翌年2月28日までを予定しており、その後3月以降に入植者審査会を実施する予定である。

○川上委員長

今の件で委員から質疑はあるか。

○牛尾委員

ここは楽天農業の進出予定はあるか。

○農林振興課長

楽天農業については今のところ聞いてない。

○川上委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

ではここで執行部報告事項について、12月18日の全員協議会へ提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○商工労働課長

(2)の1件を説明させていただきたい。

○川上委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではこのようにお願いします。

10 その他

○川上委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

○牛尾委員

内村町地内、牛谷橋から美川小学校の正門までの県道があまりに狭いと二十年前から言われていたのだが、佐々木委員と一緒に県土整備事務所へ陳情に行った。その折県からは、市から重点要望事項で上げていただくのが最低条件だと要請を受けた。今はあのエリアから子どもが12名登校している。若干避難路みたいなところも整理してもらっているのだが、ぜひ検討してもらいたい。

○都市建設部長

できれば市に要望書を提出していただき、それをもって重点要望に上げるなり検討させていただく。

○佐々木委員

あそこは非常に危険で、通学路でもある重点な地域である。県に要望した際は、

あれから周布川に寄った中半地域で大掛かりな工事をされていて、これが終わったら次に考えるとの回答だったのだが、あそこは大変大掛かりで今後何年かかるか分からないのでそれとは別に考えてくれるよう要望したい。

○都市建設部長

新規要望ということで国県事業に上げていく形で調整させていただく。

○川上委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では、執行部はここで退席されて構わない。

(執行部退席)

○川上委員長

議案の採決に入るが、採決を行う前に自由討議を行うか。

(「必要なし」という声あり)

ないようなので、執行部提出の議案6件について採決を行う。

・議案第63号 損害賠償の額の決定について(市道上で発生した物損事故)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第70号 指定管理者の指定について(浜田市石州和紙会館)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第71号 工事請負契約の変更について(山陰本線浜田構内君市踏切移設拡幅他工事)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第72号 工事請負契約の変更について(市道日脚治和線(周布橋)新設橋梁下部工事)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第73号 市道路線の廃止について(浜田226号線外)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第74号 市道路線の認定について（浜田226号線外）

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で産業建設委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については12月18日までに作成し、タブレットに入れておくので確認されたい。

ここで委員に伺う。本委員会で陳情1件が継続審査となっている。今後どのような形で進めていけば良いか意見を伺いたい。継続するに当たって陳情者の意見を伺うなど、できれば資料を出して説明いただくなど。また、住民の意見がどうなっているかも確認したい。決算書をもって一度説明を受けようと思う。次の審査までにやろう。

○佐々木委員

具体的に何を支援してほしいかが明記されてなかったので、補助金なのか何か分からない。分かるようにしていただければ。

○川上委員長

支援の仕方も含めて。執行部からもこのように支援すると言われていたので、そのことも含めて話を聞く。どこかで1回機会を設けて決算書及び自分らでやっている運営方針、運営方法についてもう少し話を聞く。そのような形にして継続審査とした。皆もそれでよろしいか。

(「はい」という声あり)

それではそのように進めていきたい。

11 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について（委員間で協議）

○川上委員長

このことについては前回の委員会で皆からいただいた意見を基に正副委員長で回答を作成している。この案のとおりで良ければそのようにさせていただきたいがよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのようにさせていただく。

12 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて（委員間で協議）

○川上委員長

この件も同じように正副委員長で作っているが、これについてもよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではこの形で議会広報広聴委員会に提出する。
以上で産業建設委員会を終了する。

[12 時 24 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。
産業建設委員会委員長 川 上 幾 雄